

V. 安全計画の作成について

1. 基準省令

- 第40条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の^①設備の安全点検、^②従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、^③従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

2. 事業所がやるべきこと

① 安全計画を作成すること。

安全計画に書くべき項目について詳細は、別添国通知「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」を参照。概要は以下の通り。

- ア 事業所等の設備の安全点検の実施に関すること
- イ 児童・保護者への安全指導に関すること
- ウ 安全計画に関連するマニュアル・指針の策定に関すること
- エ 安全確保に関する従業者への研修や訓練に関すること

安全計画のひな形については、別添資料の通り示されているため、必要に応じて活用しても良い。作成しにくい場合は、事業所ごとに自由様式で作成しても良い。

安全計画の作成時期は通知上、各年度が始まる前に行うこととなっている。安全計画の作成以後は、安全計画に関する取り組み内容について、利用児童の保護者に対して説明を行うなどして周知しなければならない。

② 安全計画について、管理者等から従業者に周知すること。また、研修及び訓練を定期的実施すること。

安全計画に関する研修及び訓練については、定期的に行うこと。訓練や研修については、例えば地震・火災に関する訓練(非常災害対策及び業務継続計画の訓練と一体的に実施可)、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペン®の使用等)、不審者対応、119番の通

報訓練ほか、事業所内で必要と思われる安全計画に示した内容について行うこと。研修を行った場合は随時研修記録を作成し、研修の際使用した資料とともに保管すること。なお、研修記録のひな形については【添付資料3】を必要に応じて活用しても良い。

③ 安全点検を実施すること。

事業所の設備等(備品、遊具や防火設備、避難経路、散歩コース、公園等)において、危険箇所が無いかをチェックし、改善可能な箇所については、改善すること。安全点検の実施頻度は、国通知では年に3回以上を目安とされている。安全点検を実施した際は記録に残すこと。

④ 安全計画に関連するマニュアルを策定し、共有すること。

以下の事項について、マニュアルを作成し全従業員に共有する。

ア 児童の動きを常に把握するための役割分担

イ リスクが高い場面(午睡、食事、プール・水遊び、事業所外活動、送迎)で従業員が気を付ける点、役割分担

ウ 緊急的な対応が必要な場面(災害、不審者の侵入、火災等)を想定した役割分担の整理、掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築等

なお、例示されている事例についてすべてマニュアル作成を行う必要は無く、例えばプール・水遊びの機会が全く無いといった場合は、これに対応するマニュアルは作成しなくても良い。

⑤ 児童・保護者に対する安全指導を行うこと。

以下の内容について、国通知上求められている。特にエについては漏れなく行うよう留意すること。

ア 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。

イ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。

ウ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど、児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること。

エ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取り組みの内容を説明・共有すること。

オ 安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表することが望ましい。



⑥ 事故・ヒヤリハット事案が起こった場合は、原因を分析し、必要な対策を講じること。

事故発生時は再発防止策を講じるとともに、安全点検の点検実施箇所に加え、マニュアルの内容を改定するなど必要な対応を行うこと。また、事故・ヒヤリハット事例については従業者間で共有すること。

3. ポイントまとめ

安全計画に関する取り組みのポイントは……

- ① 各年度が始まる前に、安全計画を作成すること。
- ② 安全計画の作成後は、保護者に内容の説明・周知を行うとともに、従業者にも内容の周知を行うこと。
- ③ 安全計画に関連する研修・訓練は定期的に行うこと。
- ④ 年に3回以上を目安として、安全点検を行うこと。
- ⑤ 安全計画に関連するマニュアルの整備を行うこと。
- ⑥ 児童・保護者に安全指導を行うこと。
- ⑦ 事故・ヒヤリハット事案が起こった場合は、原因を分析し、必要な対策を講じること。

4. 参考資料

・「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)

以上